

「史料紹介」

「築田家文書の世界」 I — 起請文 —

新井 浩 文

はじめに

千葉県立関宿城博物館に寄託されている戦国時代を代表する文書群「築田家文書」八八点は、既に同館発行の『築田家文書』⁽¹⁾をはじめ、同館の展示会や県内外の自治体史、学術論文等⁽²⁾で広く公開・引用され、関東の戦国史を研究する上で極めて貴重な存在となっている。「築田家文書」は、現在同館によって【表】のように①起請文、②書状類、③系図・過去帳、④由緒、⑤給知支配、⑥家禄・家督、⑦その他に分類・整理・目録化され文書番号が付されている。整理後の史料全体については、先の『史料集』によって報告されているが、各文書一点ごとの寸法・写真といった基礎データの紹介はこれまでなされていない。そこで、小稿では「築田家文書」のうち、①起請文と②書状類について基礎データを数回に分けて紹介することで、さらなる「同文書」の史料的価値を確認したいと思う。

初回となる今回は文書群の中でも特異な性格で、かつまとまりを持つ以下の起請文一二点について紹介することにした。

1. (永禄四(一五六二)十二月吉日 近衛前久起請文

2. 天文八年(一五三九)八月十三日 北条氏綱起請文
3. 天文二十年(一五五二)十二月十一日 北条氏康起請文
4. 天文二十年(一五五二)十二月十一日 北条氏康起請文
5. 永禄元年(一五五八)四月十一日 北条氏康起請文
6. (永禄十(一五六七))年四月十七日 北条氏照起請文
7. 永禄四年(一五六一)閏三月十六日 上杉政虎起請文
8. 元亀元年(一五七〇)十二月七日 武田信玄起請文
9. 永禄十年(一五六七)四月十八日 北条氏政起請文
10. 永禄十年(一五六七)四月十八日 北条氏政起請文
11. 天文十二年(一五四三)十一月二十一日 北条氏康起請文
12. (天文二十三年(一五五四))十一月七日 梅千代王丸(足利義氏)起請文

起請文は、既に『史料集』でも報告されているように、1と8号(巻一)と、9号と12号(巻二)がそれぞれまくりの状態で卷子状に貼り継がれて全体に裏打ちが施されている。また、1号と7号の下部一、二cmの場所に切断が見られるが、これは卷子作成時に謝って切断した後再度張り合わせたものと思われる。なお、この貼り継がれた順序は、東大史料編纂所の影写本と同じであり、『静嘉堂本集古文書』には、切断箇所についても一部書写されて

いる。(3) 以下、番号順に一点ずつ紹介してみたい。



1. (永祿四〔二五六二〕) 十二月吉日 近衛前久起請文

【熊野那智滝宝印】

起請文

一、威光参候付而者、晴助父子尽未来可有「御懇切事、付、若各候人之義至在之者、」速御前可被弘事、
一、従何方於計策申上者、無御同心、晴助被為「知、其上如何様之御隱密之儀をも、可有御」談合事、
一、満南事、涯分政虎被仰、被召返可被下候、「万一政虎於無同心者、此方不可有疎意候、此儀」不可令等閑事、
右偽候者、
梵天・帝釈・四大天王・惣而日本国大小神祇、殊「八幡大菩薩、氏神可蒙御罰者也、仍如件、

十二月吉日

(異筆)

「築田中務太輔殿」

前久(花押)

【寸法】(本紙) 縦二四・〇 cm × 横三〇・四 cm

(花押) 縦三・四 cm × 横三・〇 cm

【備考】楮紙



2. 天文八年（一五三九）八月十三日 北条氏綱起請文

【太山寺宝印】

- 一、彼御祝言之事、有御走舞、入眼之上、奉対^{（北条）}其方へ、
- 不可存無沙汰事、
- 一、彼御祝言奉任高助^{（高助）}へ候上者、被対^{（もカ）}其人体□、又对此方へ御疎略有間敷事、
- 一、諸篇申談上、対高助、一点不可存無沙汰事、
- 右此条々、偽候者、
- 日本国中大小神祇、別而八幡大菩薩、伊豆・箱根両所権現、三嶋大明神可蒙「御照罰者也、仍如件、

天文八年八月十三日

氏綱^{（北条）}（花押）

築田中務太輔殿^{（高助）（大）}

【寸法】（本紙）縦二四・三 cm × 横三三・八 cm

（花押）縦一・七 cm × 横三・五 cm

【備考】楮紙、下部切斷後、貼り合わせ



3. 天文二十年（一五五二）十二月十一日 北条氏康起請文

【熊野那智滝宝印】

起請文

一、晴助御心底之趣、御懇承候、祝着候、然者於氏康も、「対申晴助、不存別心所、以誓句申候、此上八尽未来無」沙汰存間敷事、

一、奉対古河（足利晴氏）上意様、尽未来不可存無沙汰覚悟候、「晴助も御同意肝要之事、

一、関東中諸侍、如何様雖申曲候、晴助滅亡させ可申擬」及其企二人体江、不可同心申事、并（下総）関宿御難儀之時、不可「見放申事、

一、晴助御出身之儀、相加世儀可申事、

一、大細事共対申晴助、不可表裏之儀事、

右五ヶ条、於尽未来、一点不可有相違候、此儀於偽者、梵天・帝釈、殊八幡大菩薩、天満大自在天神、三島「大明神、伊豆・箱根両所権現、惣日本国大小神祇可蒙」御罰者也、仍起請文如件、

（北条）新九郎

但晴助御覚悟相違之儀
御表裏之儀、至于
天文廿年十二月十一日 氏康（花押）
有之者、「彼神罰」
可帰御身候、
（血判）

築田（晴助）中務太輔殿

【寸法】（本紙）縦二三、六cm×横三一、〇cm

（花押）縦 四、三cm×横 五、五cm

【備考】楮紙、血判あり。下部切断後、貼合わせ



4. 天文二十年（一五三九）十二月十一日 北条氏康起請文写

【那智滝宝印】

起請文

一、晴助御心底之趣、御懇承候、祝着候、然者於氏康も、対（北条）申晴助、不存別心所、以誓句申候、此上者、尽未来無「沙汰存間敷事、

一、奉対古河（足利晴氏）上意様、尽未来不可存無沙汰覚悟候、晴助「御同意肝要候事、

一、関東中諸侍、如何様雖申曲候、晴助滅亡させ可申擬「及其企二人体、不可同心申事、（下総国葛飾郡）関宿御難儀之時、」不可見離事、

一、晴助御出身之儀、相加世儀可申事、

一、大細事共対申晴助、不可有表裏之儀事、
右五ヶ条、於尽未来、一点不可有相違候、此儀於偽者、梵天・帝釈、殊二八幡大菩薩、天満大自在天神、三島「大明神、伊豆・箱根両所権現、惣而日本国大小神祇可蒙」御罰者也、
仍起請文如件、

（北条）新九郎

但晴助御覚悟相違之儀

御表裏之儀、至于「 天文廿年十二月十一日 氏康（花押）

有之者、彼神罰」

可帰御身候、

（晴助）大 築田中務太輔殿

【寸法】（本紙）縦二四、二cm×横三一、三cm

（花押）縦 四、三cm×横 五、五cm

【備考】前号と同文。血判なし。楮紙。下部切断後、貼合わせ



5. 永祿元年（一五五八）四月十一日 北条氏康起請文

【熊野那智滝宝印】

起請文

（下總国葛飾郡 足利義氏）

一、閑宿之城 公方様為御座之地、来六月中可有「御進上由、以誓句承候、誠二御忠信、累代別守被」申候意趣、相露存候、於我等珍重ニ存事、

一、其方御在城為可有之、古河之地被御申請度由「無余儀候、申調可進事、

一、御知行之事、聊相違有間敷、模寄之地者、相当程「取替可申候、其外御所様・御内様^{（方存院殿）}末代御懇切可有之」御証文并家中以下仕置 等之儀、何も令得其意候、「猶有佞人、如何様申枉候共、毛頭不可存疑心候、万乙不審」之儀有之者、以直札尋極可申事、

右三ヶ条於偽申者、

梵天・帝釈・四大天王、惣而者、日本国中大小神祇、別者「伊豆・箱根・三嶋大明神、八幡大菩薩、摩利支尊天可蒙」御罰候、仍起請文如件、

永祿元年^{（戊辰）}卯月十一日^{（晴助）} 氏康^{（北条）}（花押）

築田中務太輔殿

【寸法】（本紙）縦二四、二cm×横三一、二cm

（花押）縦 四、三cm×横 五、五cm

【備考】楮紙。下部切断後、貼合わせ



6. (永祿十年〔二五六七〕) 四月十七日 北条氏照起請文

【熊野那智滝宝印】

起請文

一、(足利義氏)公方様無御別心所見届申事、

一、(北条氏)氏政只今之儀者勿論、奥無別心懇切可被申段、見

届申事、

一、(北条氏)万一公方様、氏政父子表裏之様子至于有之者、中書御

父子御進退之儀、涯分氏照可済申事、

以上

右条々於偽者、可蒙上梵天・帝釈・四大天王、惣者日本国
中大小神祇、別而伊豆・箱根両所権現、三嶋大明神、八幡大
菩薩、天満大自在天神御罰者也、仍起請文如件、

源三

(永祿十年)
卯月十七日

氏照(花押)

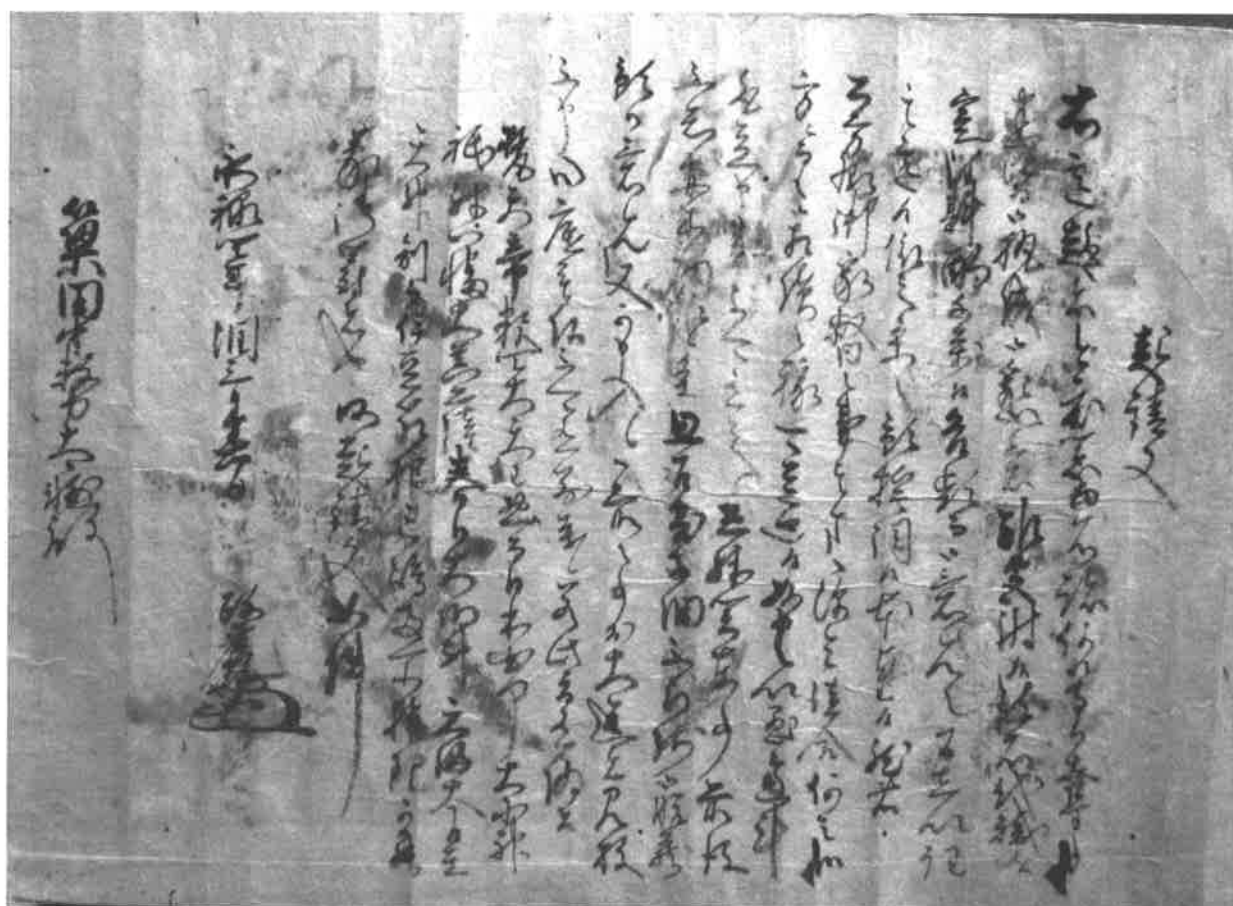
(築田晴助)
中務入道殿
(築田持助)
八郎殿

御宿所

【寸法】(本紙) 縦二三・五 cm × 横三〇・二 cm

(花押) 縦三・〇 cm × 横六・二 cm

【備考】楮紙。下部切断後、貼合わせ



7. 永祿四年（一五六二）閏三月十六日 上杉政虎起請文

【六所宮宝印】

^{上杉}起請文

右意趣者、今度憲当名跡何等与奪事、「悉皆御執成御懇意難尽謝候、彼名代職義、」寔雖斟酌千万候、各頻御意見之間、先以任「其定候、依之条々預誓詞候、本望候、然者」「公方様御家督之事、其方へ深令談合、何之御」方も御相続之稼可走廻候、努々以愚慮計「取立申事不可有之候、惣体閑東事、前後」不知案内候条、思召寄子細不被殘御腹藏、「預御意見、又可申入候、御前之事、於大途者、見放」不申、心底毛頭不可有別義候、若此旨有偽者、

梵天・帝釈・四天王、惣而日本国中大小神「祇、殊八幡大菩薩、春日大明神、天満大自在」天神、別而伊豆・箱根、三嶋両所権現可罷「蒙御罰者也、仍起請文如件、

永祿四年閏三月十六日

^{上杉}政虎

^{花押}（血判）

^{晴助}（大）
築田中務太輔殿

【寸法】（本紙）縦二四、三 cm × 横三二、五 cm

（花押）縦二、一 cm × 横三、四 cm

【備考】楮紙。血判あり。下部切断後、貼合わせ



8. 元龜元年（一五七〇）十二月七日 武田信玄起請文

【熊野那智滝宝印】

敬白起請文之事

- 一、相馬遺跡并要害、貴辺御本意之義、「里見義弘談合申可相稼候、殊者一国之」内候共、無地之綺、末代共任置可申候、「畢竟房州へ御入魂肝要候之事、
- 一、有倭人、不計義至于申立者、幾度以糊「付尋可申候、又可承事、
- 一、証人所望不可申事、
- 一、難義被引請付而者、不見放、入念引立「可申事、
- 一、信玄（武田晴助）調儀之時分、洗心齋相馬本意二て「同陣候者、納馬候御刻、則返可申事、

以上、

右、偽候者、可蒙

梵天・帝釈・四大天王、殊八幡大菩薩、「富士浅間大菩薩、関東鎮守、伊豆・箱根」兩権現、三嶋大明神、別而者氏神新」

紙継ぎ.....
羅大明神御罰者也、仍起請文如件、

元龜元年（庚午）

十二月七日

信玄（武田）（花押）

（血判）

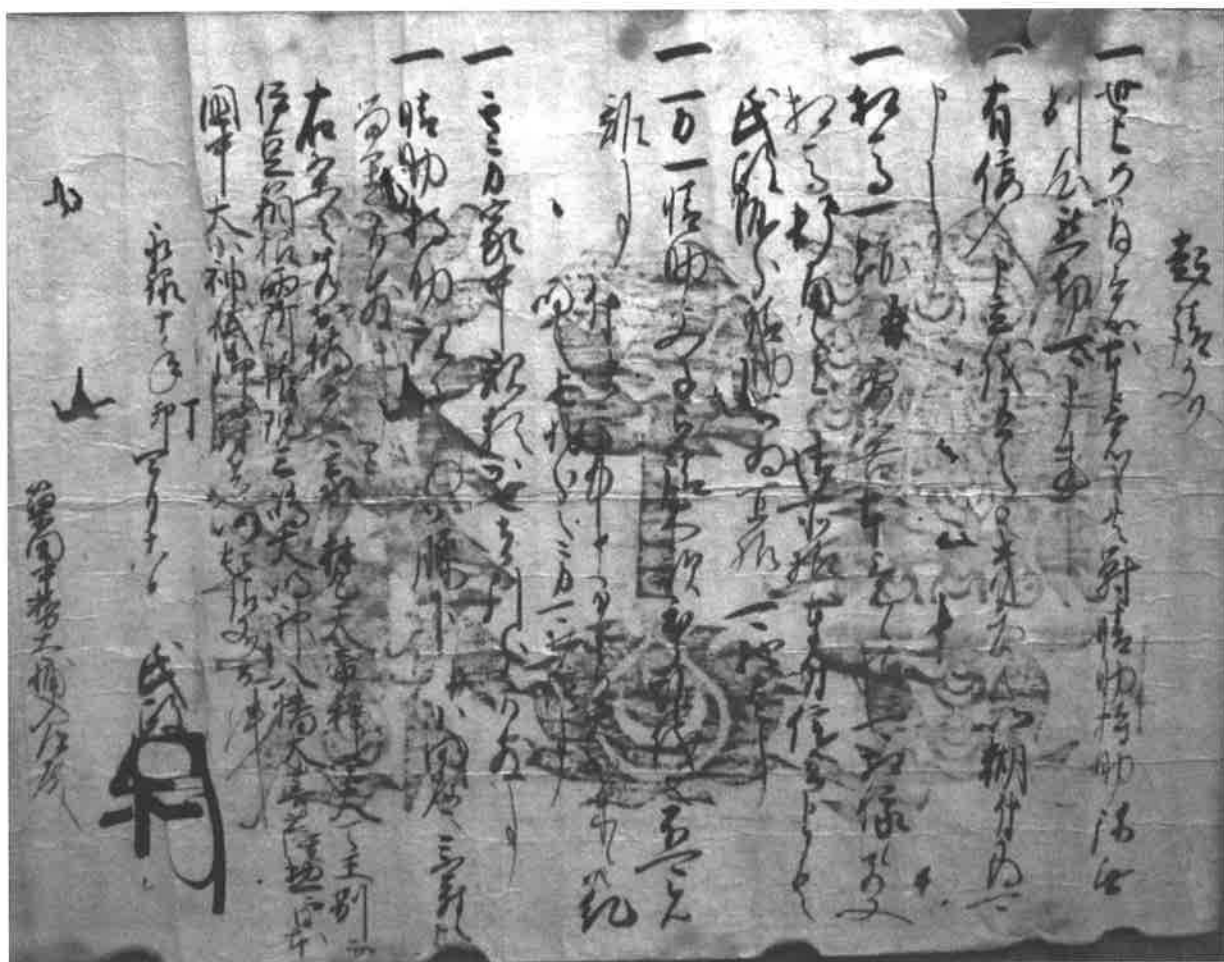
洗心齋

【寸法】（本紙①）縦二二、三 cm × 横二九、〇 cm

（本紙②）縦二四、一 cm × 横三三、三 cm

（花押）縦五、六 cm × 横三、三 cm

【備考】楮紙。血判あり。那智滝宝印二枚貼り合わせ



9. 永祿十年（一五六七）四月十八日 北条氏政起請文

【熊野那智滝宝印】

起請文

一、世上如存意本意候共、（築田）対晴助・持助、（築田）弥無、別心懇切可申事、

一、有佞人、申立儀有之者、幾度も以糊付尋可（盛田）「申付事、

一、相馬一跡要害本意之様二可相稼候、若又「相馬折角之上、（北条）御所様へ奉対佞言申候者、」氏政涯分晴助御為宜様可馳走事、

一、万一晴助父子被請大敵、至于難儀者、不可見「離事、付味方中間之弓矢出来候共、糺」明之上、非分之方可打捨事、

捨事、

一、其方家中親類・（如）か世者引分間敷事、

一、晴助・持助親子之内物、御膝下小田原へ参府之上、「留置間敷事、

以上

右条々若偽者、可蒙 梵天・帝釈・四大天王、別「伊豆・箱根両所権現、三島大明神、八幡大菩薩、惣日本」国中大小神祇御罰者也、仍起請文如件、

永祿十年丁卯四月十八日

（北条）氏政（花押）

（晴助）築田中務大輔入道殿

【寸法】（本紙）縦二九・八cm×横三八・六cm

（花押）縦五・八cm×横四・〇cm



10. 永祿十年（一五六七）四月十八日 北条氏政起請文

【熊野那智滝宝印】

起請文

一、世上如存意本意候共、（築田）对持助・（築田）晴助、弥無別心」懇切可申事、

一、有佞人、申立儀有之者、幾度以糊付尋可申事、

一、万一持助父子被請大敵、至于難儀者、不可見離事、

付味方中間之弓矢出来候共、糺明之上、」非分之方可打捨事、

一、本知行今度拝領之十郷、永代違乱申間敷事、

付境論有之者、双方之代小田原へ」召寄、可遂糺明事、

一、其方家中親類・加世者引分申間敷候事、

一、閑宿之地、水海之地、永代不可有望事、

一、持助・晴助親子之内、御膝下并小田原へ参府之上、」留置間敷候事

右条々若於偽者、可蒙梵天・帝釈・四大天王、」別而伊豆・

箱根両所権現、三嶋大明神、八幡大菩薩、」惣而日本国中大小

神祇御罰者也、仍起請文如件、

永祿十年卯四月十八日

（北条）氏政 （花押）

（血判）

（持助）築田八郎殿

【寸法】（本紙）縦二九、九cm×横三九、二cm

（花押）縦五、八cm×横四、〇cm

【備考】血判あり。楮紙



11. 天文十二年（一五四三）十一月二十一日 北条氏康起請文

【八幡宮牛玉宝印】

起請文之事

（足利朝臣）

一、上意、氏康不可有御別条候段、御徹所令「拝領候上者、諸

篇貴所可申合事、

一、於何事も御頼之儀、氏康及意力候程之儀者、「可走廻事、

一、万一御難儀之砌、見続可申事、若偽候者、

上梵天・帝釈、下堅牢地神、惣日本國中「大小神祇、別武州

六所大明神、伊豆・箱根」両所権現、八幡大菩薩可蒙御罰者

也、」仍如件、

但自其方御覺悟於令相違者、此罰狀可帰御身候、

天文十二卯三月廿一日

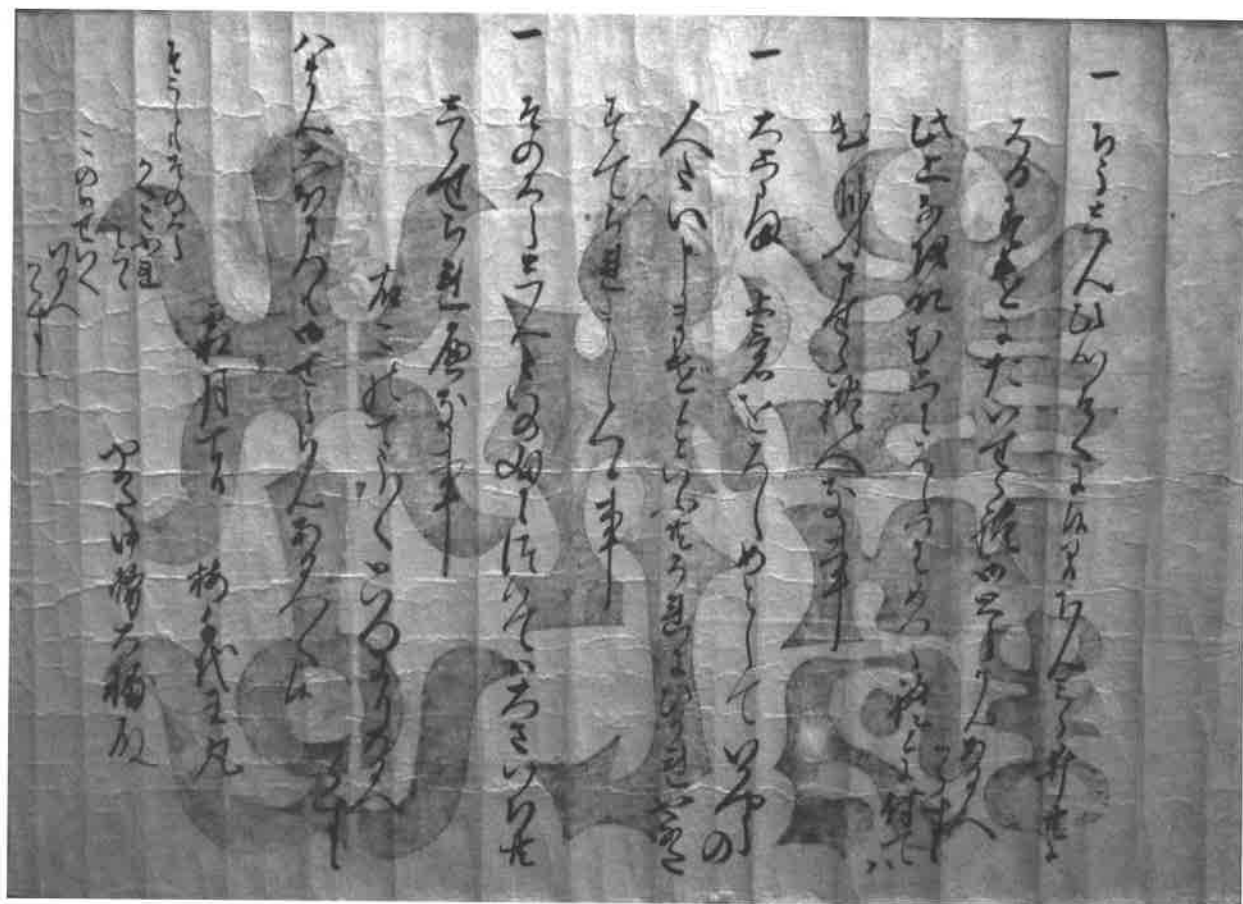
（北条）氏康（花押）

（高助）
築田中務太輔殿

【寸法】（本紙）縦三一・二cm×横四七・四cm

（花押）縦四・五cm×横五・〇cm

【備考】楮紙



12. (天文二十三年〔二五五四〕十一月七日梅千代王丸(足利義氏)起請文

【大山寺宝印】

一 ちうしんひつそくに候間、ちんミらい共に、^(足田晴助)はるすけにた

いせられ、御とうかんあるへからす候、^(無二)此上なを以、む二は

しりめくられ候に付てハ、^(如何様)出身させられへき事、

一 大上さま ^(足利晴氏)上意をはしめとして、いかやうの^(捨)人たい申まげ

候かといふ共、それにひかれやなた^(築田)すてられましく候事、

一 そのほうしんたいの義についてハ、大さいち共、^(細事)しらせられ

へき事、

^(条々)右、このてうく御い

^(偽)つわりあるへからす候、

八まん

大ほさつも御せうらんあるへく候、

(天文二十三年)

霜月七日

^(晴助)やなた中務大輔殿

^(覺悟)すこしも、そのほうかくこふれ

候ハ、

^(誓句)この御せい

いく

いるへからす候、

【寸法】(本紙) 縦三〇・八 cm × 横四二・七 cm

【備考】 楮紙

(足利義氏)

梅千代王丸

むすびにかえて

以上、「築田家文書の世界」の初回として、起請文一・二点についての紹介を行った。最後に「築田家文書」所収の起請文についてその特徴を述べてむすびとしたい。

使用された午王宝印の種類は「熊野那智滝宝印」が八通（1・3・4・5・6・8・9・10号）と最も多く⁽⁴⁾、次いで「大山寺宝印」が二通（2・12号）⁽⁵⁾、「六所宮宝印」（7号）と「八幡宮宝印」（11号）が各一通となっている。

また、発給者で最も多いのが後北条氏で、氏康の四通（天文十二年の北条氏康家督相続時に出されたもの一通・天文二十年の足利晴氏から後北条氏血縁の義氏への古河公方継嗣に際して出されたもの二通・永禄元年の関宿城明け渡しに関するもの一通）、次いで氏政が二通（永禄十年の築田晴助・持助父子の進退・所領に関する誓約書二通）、北条氏綱娘と足利晴氏婚姻の際に出されたものと北条氏綱と栗橋城に入った際に氏照が出したものがそれぞれ一通ある。また、他の武将では越相一和の時に築田氏の上杉氏からの離反をねらって出された武田信玄の一通、永禄四年（一五六二）関東に進攻した上杉政虎と、政虎に同行して当時関宿城にいた関白近衛前久のものがそれぞれ一通となっている。

なお、紙幅の関係で起請文の内容に関する詳細な検討は省略した。この点は先述した各自治体史や論文等を参照されたい。

次回【表】「築田家文書目録」の②書状類について、数回に分けての紹介を予定している。

註

（1）『千葉県立関宿城博物館史料集一 築田家文書』（二〇〇二年、千葉県立関宿城博物館）

（2）展示としては、「築田家文書」が初めて展示・紹介された平成十三年度企画展「戦国の争乱と関宿」、自治体史では、『杉戸町

史古代・中世資料編』（杉戸町、二〇〇三年）、『千葉県の歴史資料編中世4』（千葉県、二〇〇三年）、『野田市史資料編古代・中世1』（野田市、二〇一〇年）。また築田家文書の起請文を扱った近年の研究として、千々和到氏「中世の誓約の作法」（二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』古川弘文館、二〇〇六年所収）、月井剛氏「戦国期東国領主の起請文に関する基礎的考察―佐竹氏と後北条氏の比較検討を中心に―」（『古文書研究』七三、二〇一二年）がある。

（3）註（1）築田家文書解題部分（島田洋氏執筆）参照

（4）後北条氏と那智滝宝印の使用事例については、註（2）月井論文参照。

（5）註（2）千々和論文では、11号文書の「大山寺宝印」は、江戸時代前期のものと推定している。

（あらい・ひろぶみ 当館展示協力員）

【表】築田家文書目録

NO	年 月 日	西暦	史 料 名	差 出	宛 所
①起請文					
1	(永禄4)12.吉	1561	近衛前久起請文	近衛前久	築田中務太輔(晴助)
2	天文8.8.13	1539	北条氏綱起請文	北条氏綱	築田中務太輔(高助)
3	天文20.12.11	1551	北条氏康起請文	北条氏康	築田中務太輔(晴助)
4	天文20.12.11	1551	北条氏康起請文写	北条氏康	築田中務太輔(晴助)
5	永禄元.4.11	1558	北条氏康起請文	北条氏康	築田中務太輔(晴助)
6	(永禄10)4.17	1567	北条氏照起請文	北条氏照	築田中務入道(晴助)・八郎(持助)
7	永禄4.閏3.16	1561	上杉政虎起請文	上杉政虎	築田中務太輔(晴助)
8	元亀元.12.7	1570	武田信玄起請文	武田信玄	洗心齋(晴助)
9	永禄10.4.18	1567	北条氏政起請文	北条氏政	築田中務太輔入道(晴助)
10	永禄10.4.18	1567	北条氏政起請文	北条氏政	築田八郎(持助)
11	天文12.11.21	1543	北条氏康起請文	北条氏康	築田中務太輔(高助)
12	(天文23)11.7	1554	梅千代王丸(足利義氏)起請文	梅千代王丸(足利義氏)	築田中務太輔(晴助)
②書状類					
13	(年未詳)10.4		築田持助書状	築田持助	平七
14	永正18.1.10	1521	築田高助宛行状	築田高助	平七
15	明応5.11.27	1496	足利政氏書状	足利政氏	築田河内守(成助)
16	年未詳閏11.23		足利政氏官途状	足利政氏	築田中務少輔
17	年未詳12.27		足利晴氏官途状	足利晴氏	築田近江守
18	(天文12力)11.27	1543	北条氏康書状	北条氏康	築田中務太輔(高助)
19	(天文20力)7.吉	1557	(芳春院殿力)契状	(芳春院殿力)	(築田晴助)
20	天文22.7.24	1553	梅千代王丸(足利義氏)宛行状	梅千代王丸(足利義氏)	築田中務太輔(晴助)
21	弘治元.12.17	1555	北条氏康書状	北条氏康	築田中務太輔(晴助)
22	弘治2.3.16	1556	足利義氏印判状	足利義氏	築田中務太輔(晴助)
23	弘治4.6.1	1558	足利義氏条書	足利義氏	
24	弘治4.6.1	1558	足利義氏条書	足利義氏	
25	(永禄元)6.1	1558	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(晴助)
26	(永禄元)6.1	1558	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(晴助)
27	(永禄元)6.14	1558	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(晴助)
28	弘治4.6.19	1558	足利義氏過書	足利義氏	築田中務太輔(晴助)
29	弘治4.6.19	1558	足利義氏条書	足利義氏	築田中務太輔(晴助)
30	永禄元.6.20	1558	北条家印判状	北条氏康	築田中務太輔(晴助)
31	(永禄4)10.15	1561	近衛前久書状	近衛前久	築中殿(晴助)
32	永禄7.3.10	1564	上杉輝虎判物写	上杉輝虎	築田中務太輔(晴助)
33	(永禄10)4.21	1567	足利義氏契状	足利義氏	築田八郎(持助)・中務太輔(晴助)
34	(永禄10)6.27	1566	足利義氏条書	足利義氏	北条氏政
35	年未詳11.10		かさい書状	かさい	やなた中務太輔
36	(永禄10)8.8	1566	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(晴助)
37	(永禄11)8.5	1567	洗心齋道忠(築田晴助)書状	洗心齋道忠(晴助)	久留里(里見義堯力)
38	(天正2)12.11	1574	北条家印判状	北条氏照	築田(持助)
39	(天正2)12.16	1574	北条氏政条書	北条氏政	築田八郎(持助)
40	(天正4力)6.10	1576	足利義氏書状	足利義氏	築田八郎(持助)
41	年未詳7.6		足利義氏官途状	足利義氏	築田右京亮
42	年未詳9.3		足利義氏書状	足利義氏	築田八郎(持助)
43	年未詳12.29		足利義氏書状	足利義氏	築田八郎(持助)
44	(天正5)1.26	1577	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
45	(天正5力)7.27	1577	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
46	(天正6力)4.14	1578	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
47	(天正6力)7.28	1578	足利義氏書状写	足利義氏	築田中務太輔(持助)
48	(天正6力)8.18	1578	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
49	(天正6)9.5	1578	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
50	(天正8)10.5	1580	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
51	(天正8)10.29	1580	足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)

52	(天正8)10.29	1580	足利義氏書状	足利義氏	洗心齋(晴助)
53	(天正10)4.24	1582	足利義氏印判状	足利義氏	築田中務太輔(持助)・洗心齋(晴助)
54	年未詳1.5		足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
55	年未詳1.29		足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
56	年未詳2.11		足利義氏書状写	足利義氏	築田中務太輔(持助)
57	年未詳12.10		足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
58	年未詳12.28		足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
59	年未詳12.29		足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
60	年未詳12.29		足利義氏書状	足利義氏	築田中務太輔(持助)
61	天正17.7.8	1589	某制札		
62	(天正18力)5.13	1590	浅野長吉書状	浅野長吉	洗心齋(晴助)
63	(天正18力)7.16	1590	浅野長吉書状	浅野長吉	洗心齋(晴助)
64	(文禄2)閏9.11	1593	豊臣秀吉書状	豊臣秀吉	江戸大納言(徳川家康)
65	年月日未詳		徳川家康書状写	徳川家康	築田鬼九郎
66			築田証文集		
③系図・過去帳					
67	正徳4	1714	与吾將軍系図		
68			築田家系図復本		
69	安政2	1855	築田家過去帳		
70			松田氏系図		
71			諸家大系図		
④由緒					
72			先祖書		
73	嘉永4	1851	由緒書 親類書 遠類書 屋敷書付		
74			築田家由緒書		
⑤給知支配					
75	寛永4.2.4	1627	下総国海上郡足川村御検地水帳		
76	天保14.12	1843	御貸附金詳備証文		
77	弘化4	1847	常陸下総米皆済納目録		
78	慶応4.8	1868	拾人相給知行所郷村高帳		
⑥家禄・家督					
79	慶応4.8	1868	高附 人数附		
80	(明治2)2	1869	隠居許可状	弁官事	築田平七郎(助順)
81	明治2.2.27	1869	家督下賜状	弁官事	築田次郎(順直)
82	(明治2力)11.10	1869	伊勢屋四郎兵衛書状	伊勢屋四郎兵衛	築田次郎(順直)
83	(明治3)7	1870	屋敷所有許可状	東京府	築田次郎(順直)
84	明治7.1.27	1874	家禄奉還状写	築田順直	東京府知事大久保一翁
85	明治7.5	1874	資本下賜状	東京府	(築田順直)
⑦その他					
86			目録		
87			築田家紋本		
88			築田家紋判		